様式第十一から様式第十三までを次のように改める。

様式第11から様式第13まで　削除

様式第十五から様式第十七までを次のように改める。

様式第15から様式第17まで　削除

様式第二十一の裏面中「第49条から第52条まで、第54条及び第55条」を「第49条及び第50条」に改め、「、燃料体の加工をする者」「若しくは格納容器等」「6　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。」「第50条の2第3項、第52条第3項、第54条第1項若しくは第55条第4項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）又は」「第120条の2　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。」及び「二　第107条第6項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。」を削る。

別表第一発電所の項二の（一）中欄中「原子力発電所の発電設備の設置」を削り、同項二の（一）の2の(1)の中欄中「（一）中欄の発電設備に係る発電機の」を削り、同項二の（二）の2の(2)の中欄中「（一）中欄の発電設備に係る変圧器であって」を削り、「ものの」を「変圧器の」に改め、同項二の（二）の2の(2)の下欄中「（中欄に掲げるものを除く。）の設置」を「の設置（中欄に掲げるものを除く。）」に、「（中欄に掲げるものを除く。）の改造」を「の改造（中欄に掲げるものを除く。）」に改め、同項二の（二）の2の(3)の中欄中「（一）中欄の発電設備に係る送電線引出口」を「送電線引出口」に改め、「（一）中欄の発電設備に係る遮断器であって、」を削り、「もののうち」を「遮断器のうち」に改め、同項二の（二）の2の(3)の下欄1中「（中欄に掲げるものを除く。）」を削り、「設置（」の下に「中欄に掲げるもの及び」を加え、同項二の（二）の2の(3)の下欄2中「改造」の下に「（中欄に掲げるものを除く。）」を加え、「（中欄に掲げるものを除く。）」を削り、同項二の（二）の2の(3)の下欄3を削り、同項二の（二）の2の(3)の下欄4を同項二の（二）の2の(3)の下欄3とし、同項二の3の(2)の中欄中「過結機」を「過給機」に改め、同項二の3の(2)下欄中「過結機」を「過給機」に改める。

（一）発電設備の設置	原子力発電所の発電設備の設置

別表第二の一の（一）の下欄中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）に基づく原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書（発電所又は発電設備の設置の工事に限る。）」を削る。

（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部改正）

第五条　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条及び第五条中「経済産業大臣及び原子力規制委員会」を「原子力規制委員会及び経済産業大臣」に改める。

様式第一中「経済産業大臣又は原子力規制委員会」を「原子力規制委員会又は経済産業大臣」に改める。

（原子力発電工作物に係る電気事業法関係手数料規則の一部改正）

第六条　原子力発電工作物に係る電気事業法関係手数料規則（平成二十四年経済産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改め、同条の見出し及び条名を削る。

電気事業法（以下「法」という。）第四十九条第一項の検査（法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものに限る。）を受けようとする者が法第百十二条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。）による場合にあっては、同表の下欄に定める金額）とする。ただし、法第百十二条の三第三項の規定の適用を受ける特定事業用電気工作物に係る検査については、手数料を納付することを要しない。

区分	金額	電子申請による場合における金額
一　原子力発電所の設置の工事	千五十万千六百円	千四十八万二千六百円
二　原子力発電所の変更の工事		
（一）発電設備（発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となって発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体をいう。以下同じ。）の設置の工事	千十六万千七百円	千十四万二千七百円
（二）発電設備の設置の工事以外の変更の工事		
1　原子力設備に係る工事		
(1)　原子炉本体に係る工事		
イ　熱出力の変更を伴う改造の工事	三百六十四万九千百円	三百六十三万百円
ロ　熱出力の変更を伴う改造の工事以外の変更の工事	四十二万九千七百円	四十一万七百円
(2)　原子炉冷却系統設備に係る工事	四十二万九千七百円	四十一万七百円
(3)　計測制御系統設備に係る工事	四十二万九千七百円	四十一万七百円
(4)　燃料設備に係る工事	四十二万九千七百円	四十一万七百円
(5)　放射線管理設備に係る工事	四十二万九千七百円	四十一万七百円
(6)　廃棄設備に係る工事	四十二万九千七百円	四十一万七百円
(7)　原子炉格納施設に係る工事	四十二万九千七百円	四十一万七百円
(8)　排気筒に係る工事	二十三万四千円	二十二万四千六百円
(9)　蒸気タービンに係る工事		
イ　設置又は取替えの工事	五十七万五千四百円	五十六万六千円
ロ　取替え以外の変更の工事	二十八万二千五百円	二十七万三千百円
(10)　補助ボイラーに係る工事		
イ　設置又は取替えの工事	四十七万八千三百円	四十五万九千三百円
ロ　取替え以外の変更の工事	二十三万四千円	二十二万四千六百円
(11)　補助ボイラーに属する燃料設備に係る工事	二十三万四千円	二十二万四千六百円
(12)　補助ボイラーに属するばい煙処理設備に係る工事	二十三万四千円	二十二万四千六百円
2　電気設備に係る工事		
(1)　発電機に係る工事		
イ　容量三万キロボルトアンペア未満の発電機に係るもの（容量を三万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）	十一万九千四百円	十一万千百円
ロ　容量三万キロボルトアンペア未満の発電機の容量を三万キロボルトアンペア以上三十万キロボルトアンペア未満とするもの及び容量三万キロボルトアンペア以上三十万キロボルトアンペア未満の発電機に係るもの（容量を三十万キロボルトアンペア以上とするものを除く。）	二十万九千三百円	二十万二百円